

## 第7回 木曾岬町新型コロナウイルス感染症対策本部会議について

開催日：令和3年 1月 8日

開催時間：午後4時～午後5時

開催場所：庁舎 4階 会議室

### 1. 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言について

1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、「緊急事態宣言」が発出されました。

これを受け、同法第34条第1項の規定に基づき、町行動計画で定める「木曾岬町新型コロナウイルス感染症対策本部」を移行・設置しました。

#### 1) 緊急事態措置を実施すべき期間

1ヶ月程度：令和3年1月8日（金）～令和3年2月7日（日）

#### 2) 緊急事態措置を実施すべき区域

1都3県：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

#### 3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

### 2. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 8

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について

○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は親族間であっても感染のリスクが高まりますので、参加を避けてください。

○緊急事態宣言が発出されている都県及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアへは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。

### 3. 新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療機関への緊急支援について

○令和2年度の緊急的な措置として、受け入れ病床を割り当てられた医療機関に対する補助制度。（三重県として国に申し出）

### 4. 新型コロナウイルス感染症 第3波への対応策

○三重県は、第1段階、原則として、全員、一度入院し、宿泊療養が可能な方について、入院期間を短縮し、宿泊療養へ移行。

### 5. 現状の情報共有について

1) 事務局から情報提供

○木曾岬町の新型コロナウイルス感染者の発生状況報告

2) 各課からの情報提供と課題

○各課から新型コロナ対策報告

・学校の対応について

### 6. 今後の対応方針について

○庁舎内新型コロナウイルス対策について（庁舎入り口）の職員配置対応検討

### 7. その他

○自主運行バスのコロナ対策

○町民からの意見について